

ポーラ・オルビスグループのISO26000およびGRIガイドライン対照表をご覧ください。

✧ GRIガイドライン対照表 ✧ ISO26000対照表

本報告は、GRIスタンダードを参照しています。

| GRI スタンダード指標 | | 記事事項 |
|--------------|---|------------------|
| 102-1 | 組織の名称 | ✧ 会社概要 |
| 102-2 | a. 組織の事業活動に関する説明 b. 主要なブランド、製品、およびサービス。特定の市場で販売が禁止されている製品またはサービスがあれば、その説明を含める | ✧ グループの全体像 |
| 102-3 | 組織の本社の所在地 | ✧ 会社概要 |
| 102-4 | 組織が事業を展開している国の数、および重要な事業所を所有している国の名称。報告書に記載している項目との関連は問わない | ✧ 海外展開 |
| | | ✧ 有価証券報告書 |
| 102-5 | 組織の所有形態や法人格の形態 | ✧ 会社概要 |
| 102-6 | a. 参入市場。次の事項を含む i. 製品およびサービスを提供している地理的な場所 ii. 参入業種 iii. 顧客および受益者の種類 | ✧ 会社概要 |
| | | ✧ グループの事業構成 |
| | | |
| 102-7 | a. 組織の規模。次の事項を含む i. 総従業員数 ii. 総事業所数 iii. 純売上高（民間組織について）、純収入（公的組織について） iv. 株主資本および負債の内訳を示した総資本（民間組織について） v. 提供する製品、サービスの量 | ✧ 会社概要 |
| | | ✧ 財務・業績 |
| | | ✧ グループの事業構成 |
| 102-8 | a. 雇用契約（正社員と臨時雇用者）別の、男女別総従業員数 b. 雇用契約（正社員と臨時雇用者）別の、地域別総従業員数 c. 雇用の種類（常勤と非常勤）別の、男女別総従業員数 d. 組織の活動の相当部分を担う者が、従業員以外の労働者であるか否か。該当する場合、従業員以外の労働者が担う作業の性質および規模についての記述 e. 開示事項 102-8-a、102-8-b、102-8-c で報告する従業員数に著しい変動（観光業や農業における季節変動） f. データの編集方法についての説明（何らかの前提があればそれも含める） | ✧ 会社概要 |
| | | ✧ ESG関連データベース |
| 102-9 | 組織のサプライチェーンの説明。組織の活動、主要なブランド、製品、およびサービスに関するサプライチェーンの主要要素を含める | ✧ 公正な事業慣行（CSR調達） |

| | | |
|--------|---|--|
| 102-10 | <p>a. 組織の規模、構造、所有形態、またはサプライチェーンに関して生じた重大な変化。次の事項を含む</p> <p>i. 所在地または事業所に関する変化（施設の開設や閉鎖、拡張を含む）</p> <p>ii. 株式資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更手続きの実施による変化（民間組織の場合）</p> <p>iii. サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係の変化（選定や解消を含む）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✧ 有価証券報告書 |
| 102-11 | 組織が予防原則や予防的アプローチに取り組んでいるか。またその取り組み方 | <ul style="list-style-type: none"> ✧ ESG関連データベース |
| 102-12 | 外部で作成された経済、環境、社会の憲章、原則その他のイニシアティブで、組織が署名または支持しているもののリスト | <ul style="list-style-type: none"> ✧ 国連グローバル・コンパクト,SDGs |
| 102-13 | 業界団体、その他の協会、および国内外の提言機関で組織が持っている主な会員資格のリスト | <ul style="list-style-type: none"> ✧ ESG関連データベース |
| 戦略 | | |
| 指標 | | |
| 102-14 | 組織とサステナビリティの関連性、およびサステナビリティに取り組むための戦略に関する、組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明 | <ul style="list-style-type: none"> ✧ メッセージ |
| 102-15 | 重要なインパクト、リスク、機会の説明 | <ul style="list-style-type: none"> ✧ 事業などのリスク |
| 倫理と誠実性 | | |
| 指標 | | |
| 102-16 | 組織の価値観、理念、行動基準・規範についての説明 | <ul style="list-style-type: none"> ✧ グループの理念 ✧ ポーラ・オルビスグループ行動綱領  ✧ サステナビリティプラン |
| 102-17 | <p>a. 組織内外に設けられている次の制度についての説明</p> <p>i. 倫理的行為および合法行為、ならびに組織の誠実性に関する助言を求める制度</p> <p>ii. 非倫理的行為または違法行為、ならびに組織の誠実性に関する懸念を通報する制度</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✧ 内部通報制度（ヘルプライン） ✧ お取引先ホットライン ✧ 委託販売契約者様専用通報窓口 |
| ガバナンス | | |
| 指標 | | |
| 102-18 | <p>a. 組織のガバナンス構造。最高ガバナンス機関の委員会を含む</p> <p>b. 経済、環境、社会項目に関する意思決定に責任を負っている委員会</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✧ コーポレート・ガバナンス |
| 102-19 | 最高ガバナンス機関から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会項目に関して権限委譲を行うプロセス | <ul style="list-style-type: none"> ✧ サステナビリティプラン |
| 102-20 | <p>a. 組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会項目の責任者として任命しているか</p> <p>b. その地位にある者が、最高ガバナンス機関の直属となっているか</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✧ サステナビリティプラン |

| | | |
|--------|---|---|
| 102-21 | <p>a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス</p> <p>b. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか</p> | <p>✧ ステークホルダー・ダイアログ</p> <p>✧ コーポレート・ガバナンス</p> |
| 102-22 | <p>a. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成。次の事項による</p> <p>i. 執行権の有無</p> <p>ii. 独立性</p> <p>iii. ガバナンス機関における任期</p> <p>iv. 構成員の他の重要な役職およびコミットメントの数、ならびにコミットメントの性質</p> <p>v. ジェンダー</p> <p>vi. 発言権が低い社会的グループのメンバー</p> <p>vii. 経済、環境、社会項目に関係する能力</p> <p>viii. ステークホルダーの代表</p> | <p>✧ コーポレート・ガバナンス</p> |
| 102-23 | <p>a. 最高ガバナンス機関の議長が組織の執行役員を兼ねているか否か</p> <p>b. 議長が執行役員を兼ねている場合、組織の経営におけるその者の役割と、そのような人事の理由</p> | <p>✧ コーポレート・ガバナンス</p> |
| 102-24 | <p>a. 最高ガバナンス機関およびその委員会メンバーの指名と選出のプロセス</p> <p>b. 最高ガバナンス機関のメンバーの指名と選出で用いられる基準。次の事項を含む</p> <p>i. ステークホルダー（株主を含む）が関与しているか、どのように関与しているか</p> <p>ii. 多様性が考慮されているか、どのように考慮されているか</p> <p>iii. 独立性が考慮されているか、どのように考慮されているか</p> <p>iv. 経済、環境、社会項目に関する専門知識や経験が考慮されているか、どのように考慮されているか</p> | <p>✧ コーポレート・ガバナンス</p> <p>✧ 有価証券報告書</p> |
| 102-25 | <p>a. 利益相反の回避、対処のために最高ガバナンス機関が行っているプロセス</p> <p>b. 利益相反に関する情報をステークホルダーに開示しているか。最低限、次の事項を含む</p> <p>i. 役員会メンバーへの相互就任</p> <p>ii. サプライヤーおよびその他のステークホルダーとの株式の持ち合い</p> <p>iii. 支配株主の存在</p> <p>iv. 関連当事者の情報</p> | <p>✧ コーポレート・ガバナンス</p> <p>✧ 有価証券報告書</p> |
| 102-26 | <p>経済、環境、社会項目に関わる組織の目的、価値観、ミッション・ステートメント、戦略、方針、目標の策定、承認、更新に際して、最高ガバナンス機関と役員が果たす役割</p> | <p>✧ サステナビリティプラン</p> <p>✧ コーポレート・ガバナンス</p> |
| 102-27 | <p>経済、環境、社会項目に関する最高ガバナンス機関の集会的知見を発展、強化するために実施した施策</p> | <p>✧ ステークホルダー・ダイアログ</p> |

| | | |
|--------|--|---|
| 102-28 | <p>a. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンスを評価するためのプロセス</p> <p>b. 当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度</p> <p>c. 当該評価が自己評価であるか否か</p> <p>d. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンス評価に対応して行った措置。 最低限、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化を含む</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✧ コーポレート・ガバナンス報告書 |
| 102-29 | <p>a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントにおける最高ガバナンス機関の役割。デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス機関の役割を含む</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✧ コーポレート・ガバナンス報告書 |
| | <p>b. 最高ガバナンス機関による経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントをサポートするために、ステークホルダーとの協議が活用されているか否か</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✧ サステナビリティプラン |
| 102-30 | <p>経済、環境、社会項目に関するリスクマネジメント・プロセスの有効性のレビューにおける最高ガバナンス機関の役割</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✧ コーポレート・ガバナンス報告書 |
| 102-31 | <p>経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会に関して最高ガバナンス機関が行うレビューの頻度</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✧ サステナビリティプラン |
| 102-32 | <p>組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな項目が取り上げられていることを確認する機能を果たしている最高位の委員会または役職</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✧ サステナビリティプラン |
| 102-33 | <p>最高ガバナンス機関に対して重大な懸念事項を伝達するために設けられているプロセス</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✧ 内部通報制度(ヘルプライン) |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ✧ お取引先ホットライン |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ✧ 委託販売契約者様専用通報窓口 |
| 102-34 | <p>a. 最高ガバナンス機関に伝達された重大な懸念事項の性質と総数</p> <p>b. 重大な懸念事項への対処、解決のために使われたメカニズム</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✧ 内部通報制度(ヘルプライン) |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ✧ お取引先ホットライン |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ✧ 委託販売契約者様専用通報窓口 |
| 102-35 | <p>a. 最高ガバナンス機関および役員に対する報酬方針。次の種類の報酬を含む</p> <p>i. 固定報酬と変動報酬(パフォーマンス連動報酬、株式連動報酬、賞与、後配株式または権利確定株式を含む)</p> <p>ii. 契約金、採用時インセンティブの支払い</p> <p>iii. 契約終了手当</p> <p>iv. クローバック</p> <p>v. 退職給付(最高ガバナンス機関、役員、その他の全従業員について、それぞれの給付制度と拠出金率の違いから生じる差額を含む)</p> <p>b. 報酬方針におけるパフォーマンス基準と、最高ガバナンス機関および役員の経済、環境、社会項目における目標がどのように関係しているか</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✧ コーポレート・ガバナンス |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ✧ コーポレート・ガバナンス報告書 |
| 102-36 | <p>a. 報酬の決定プロセス</p> <p>b. 報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否か</p> <p>c. 報酬コンサルタントと組織との間に存在するその他の関係</p> | <ul style="list-style-type: none"> ✧ コーポレート・ガバナンス |

| | | |
|-------------------|---|--------------------|
| 102-37 | a. 報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め、また考慮しているか b. 考慮している場合、報酬方針や提案への投票結果 | ✧ コーポレート・ガバナンス |
| 102-38 | 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与と所得者における年間報酬総額の、同じ国の全従業員における年間報酬額の中央値（最高給与と所得者を除く）に対する比率 | ✧ 有価証券報告書 |
| 102-39 | 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与と所得者における年間報酬総額の増加率の、同じ国の全従業員における年間報酬総額の中央値（最高給与と所得者を除く）の増加率に対する比率 | ✧ 有価証券報告書 |
| ステークホルダー・エンゲージメント | | |
| 指標 | | |
| 102-40 | 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループのリスト | ✧ ステークホルダーエンゲージメント |
| 102-41 | 団体交渉協定の対象となる全従業員の割合 | |
| 102-42 | 組織がエンゲージメントを行うステークホルダーを特定および選定する基準 | ✧ ステークホルダーエンゲージメント |
| 102-43 | 組織のステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法。種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメントの頻度を含む。また、特に報告書作成プロセスの一環として行ったエンゲージメントか否かを示す | ✧ ステークホルダーエンゲージメント |
| | | ✧ ステークホルダー・ダイアログ |
| | | ✧ 地域との協業 |
| 102-44 | a. ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された重要な項目および懸念。次の事項を含む i. 組織が重要な項目および懸念にどう対応したか（報告を行って対応したものを含む） ii. 重要な項目および懸念を提起したステークホルダー・グループ | ✧ ステークホルダーエンゲージメント |
| | | ✧ ステークホルダー・ダイアログ |
| | | ✧ 地域との協業 |
| 報告実務 | | |
| 指標 | | |
| 102-45 | a. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体のリスト | ✧ グループ企業一覧 |
| | b. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の記載から外れているか否か | |
| 102-46 | a. 報告書の内容および項目の該当範囲を確定するためのプロセスの説明 | ✧ CSR情報PDF |
| | b. 組織が報告書の内容を確定する際、報告原則をどのように適用したかについての説明 | |
| 102-47 | 報告書の内容を確定するプロセスで特定したマテリアルな項目のリスト | ✧ サステナビリティプラン |
| 102-48 | 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合、再記述の影響および理由 | ✧ CSR情報PDF |
| 102-49 | マテリアルな項目および項目の該当範囲について、過去の報告期間からの重大な変更 | ✧ CSR情報PDF |
| 102-50 | 提供情報の報告期間 | ✧ CSR情報PDF |
| 102-51 | 前回発行した報告書の日付（該当する場合） | ✧ CSR情報PDF |
| 102-52 | 報告サイクル | ✧ CSR情報PDF |
| 102-53 | 報告書またはその内容に関する質問の窓口 | ✧ アンケート |

| | | |
|----------|--|---------------------------|
| 102-54 | <p>a. 組織がGRIスタンダードに準拠し、次のいずれかの選択肢を選んで報告書を作成したことを表す主張</p> <p>i. 「この報告書は、GRIスタンダードの中核(Core)オプションに準拠して作成されている。」</p> <p>ii. 「この報告書は、GRIスタンダードの包括(Comprehensive)オプションに準拠して作成されている。」</p> | ✦ ISO26000およびGRIガイドライン対照表 |
| 102-55 | <p>a. GRI の内容索引(使用した各スタンダードを明記し、報告書に記載したすべての開示事項を一覧表示する)</p> <p>b. 内容索引には、各開示事項について次の情報を含める</p> <p>i. 開示事項の番号(GRIスタンダードに従って開示した項目について)</p> <p>ii. 報告書またはその他の公開資料の中で、該当の情報が記載されているページ番号またはURL</p> <p>iii. 要求される開示事項の省略が認められていて、開示できない場合の省略の理由(該当する場合)</p> | ✦ ISO26000およびGRIガイドライン対照表 |
| 102-56 | <p>a. 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行の説明</p> <p>b. 報告書が外部保証を受けている場合</p> <p>i. 外部保証報告書、表明、意見に言及する。外部保証によって保証されている事項、保証されていない事項、その根拠(サステナビリティ報告書に添付する保証報告書に記載がない場合)。これには保証基準、保証レベル、保証プロセスに存在する制約事項も含める</p> <p>ii. 組織と保証提供者の関係</p> <p>iii. 最高ガバナンス機関または役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否か、どのように関わっているか</p> | |
| マネジメント手法 | | |
| 指標 | | |
| 103-1 | <p>a. その項目がマテリアルである理由の説明</p> <p>b. マテリアルな項目の該当範囲。次の記述を含む</p> <p>i. どこでインパクトが生じるのか</p> <p>ii. 組織のインパクトへの関与。例えば、組織のインパクトへの関与は直接的か間接的か、または組織のビジネス関係を通じてインパクトに関連したかどうか</p> <p>c. 該当範囲に関する具体的な制約事項</p> | ✦ サステナビリティプラン |

| | | |
|--------------|--|---|
| 103-2 | <p>a. 組織がその項目をどのようにマネジメントしているかについての説明</p> <p>b. マネジメント手法の目的に関する表明</p> <p>c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明</p> <p>i. 方針</p> <p>ii. コミットメント</p> <p>iii. 目標およびターゲット</p> <p>iv. 責任</p> <p>v. 経営資源</p> <p>vi. 苦情処理メカニズム</p> <p>vii. 具体的な措置(プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアティブなど)</p> | <p>✧ サステナビリティプラン</p> |
| 103-3 | <p>a. 組織によるマネジメント手法の評価方法。次の事項を含む</p> <p>i. マネジメント手法の有効性を評価する仕組み</p> <p>ii. マネジメント手法の評価結果</p> <p>iii. マネジメント手法に関して行った調整</p> | <p>✧ サステナビリティプラン</p> |
| 経済 | | |
| 経済パフォーマンス | | |
| 指標 | | |
| 201-1 | 創出、分配した直接的経済価値 | <p>✧ 財務・業績</p> <p>✧ 社会貢献</p> |
| 201-2 | 気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会 | <p>✧ 環境方針</p> <p>✧ 気候変動(CO₂)への対応</p> <p>CDPに回答</p> |
| 201-3 | 確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度 | <p>✧ 有価証券報告書</p> |
| 201-4 | 政府から受けた資金援助 | |
| 地域経済での存在感 | | |
| 指標 | | |
| 202-1 | 地域最低賃金に対する標準新人給与の比率(男女別) | <p>✧ ESG関連データベース</p> |
| 202-2 | 地域コミュニティから採用した上級管理職の割合 | |
| 間接的な経済的インパクト | | |
| 指標 | | |
| 203-1 | インフラ投資および支援サービス | <p>✧ 社会貢献</p> <p>✧ 人権の尊重</p> |
| 203-2 | 著しい間接的な経済的インパクト | <p>✧ ESG関連データベース</p> |
| 調達慣行 | | |
| 指標 | | |
| 204-1 | 重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出の比率 | |

| | | |
|--------|---|---|
| 腐敗防止 | | |
| 指標 | | |
| 205-1 | 腐敗に関するリスク評価を行っている事業の総数と比率、特定した著しいリスク | <ul style="list-style-type: none"> ✧ ポーラ・オルビスグループ行動綱領 ㊦ ✧ 公正な事業慣行 (CSR調達) |
| 205-2 | 腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修 | <ul style="list-style-type: none"> ✧ ポーラ・オルビスグループ行動綱領 ㊦ ✧ 公正な事業慣行 (CSR調達) |
| 205-3 | 確定した腐敗事例と実施した措置 | <ul style="list-style-type: none"> ✧ ポーラ・オルビスグループ行動綱領 ㊦ ✧ 公正な事業慣行 (CSR調達) |
| 反競争的行為 | | |
| 指標 | | |
| 206-1 | 反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により法的措置を受けた事例の総件数およびその結果 | ✧ ESG関連データベース |
| 環境 | | |
| 原材料 | | |
| 指標 | | |
| 301-1 | 使用原材料の重量または体積 | ✧ ESG関連データベース |
| 301-2 | 使用したリサイクル材料 | |
| 301-3 | 再生利用された製品と梱包材の割合 | ✧ ESG関連データベース |
| エネルギー | | |
| 指標 | | |
| 302-1 | 組織内のエネルギー消費量 | ✧ ESG関連データベース |
| 302-2 | 組織外のエネルギー消費量 | ✧ ESG関連データベース |
| 302-3 | エネルギー原単位 | ✧ ESG関連データベース |
| 302-4 | エネルギー消費の削減量 | ✧ ESG関連データベース |
| 302-5 | 製品およびサービスが必要とするエネルギーの削減量 | ✧ ESG関連データベース |
| 水と廃水 | | |
| 指標 | | |
| 303-1 | 共有資源としての水との相互作用 | |
| 303-2 | 排水に関連するインパクトのマネジメント | |
| 303-3 | 取水 | ✧ ESG関連データベース |
| 303-4 | 排水 | ✧ ESG関連データベース |
| 303-5 | 水消費 | ✧ ESG関連データベース |
| 生物多様性 | | |
| 指標 | | |
| 304-1 | 保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイト | <ul style="list-style-type: none"> ✧ フォレスト ✧ パーム油 |
| 304-2 | 活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクトの性質 | <ul style="list-style-type: none"> ✧ フォレスト ✧ パーム油 |
| 304-3 | 保護もしくは復元された生息地の規模と所在地 | <ul style="list-style-type: none"> ✧ フォレスト ✧ パーム油 |

| | | |
|-------------------|---|---|
| 304-4 | IUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種で、組織の事業の影響を受ける地域に生息する種の総数 | <ul style="list-style-type: none"> ✧ フォレスト ✧ パーム油 |
| 大気への排出 | | |
| 指標 | | |
| 305-1 | 直接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ1) | ✧ ESG関連データベース |
| 305-2 | 間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ2) | ✧ ESG関連データベース |
| 305-3 | その他の間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ3) | ✧ ESG関連データベース |
| 305-4 | 温室効果ガス(GHG)排出原単位 | ✧ ESG関連データベース |
| 305-5 | 温室効果ガス(GHG)排出量の削減量 | ✧ ESG関連データベース |
| 305-6 | オゾン層破壊物質(ODS)の排出量 | ✧ ESG関連データベース |
| 305-7 | 窒素酸化物(NOx)、硫黄酸化物(SOx)、およびその他の重大な大気排出物 | ✧ ESG関連データベース |
| 排水および廃棄物 | | |
| 指標 | | |
| 306-1 | 排水の水質および排出先 | ✧ ESG関連データベース |
| 306-2 | 種類別および処分方法別の廃棄物の総重量 | ✧ 廃棄物削減の取組み |
| 306-3 | 重大な漏出の総件数と総漏出量 | ✧ ESG関連データベース |
| 306-4 | 有害廃棄物の輸送、輸入、輸出、処理重量、および国際輸送した廃棄物の割合 | ✧ ESG関連データベース |
| 306-5 | 排水や表面流水による著しい影響を受ける水域および関連生息地 | ✧ ESG関連データベース |
| 環境コンプライアンス | | |
| 指標 | | |
| 307-1 | 環境法規制の違反に関する高額罰金の額、罰金以外の制裁措置の件数 | ✧ ESG関連データベース |
| サプライヤーの環境面のアセスメント | | |
| 指標 | | |
| 308-1 | 環境基準により選定した新規サプライヤーの割合 | ✧ 公正な事業慣行(CSR調達) |
| 308-2 | サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置 | ✧ 環境 |
| | | ✧ 気候変動(CO ₂)への対応 |
| | | ✧ 公正な事業慣行(CSR調達) |
| 社会 | | |
| 雇用 | | |
| 指標 | | |
| 401-1 | 従業員の新規雇用者と離職者の総数と割合(年齢、性別、地域による内訳) | ✧ ESG関連データベース |
| 401-2 | 正社員には標準支給されるが、非正規社員には支給されない手当(重要事業拠点別) | |
| 401-3 | 育児休暇後の従業員の復職率および定着率(男女別) | ✧ ESG関連データベース |
| 労使関係 | | |
| 指標 | | |

| | | |
|--------------|---|-----------------------------|
| 402-1 | 事業上の変更に関する最低通知期間(労働協約で定めているか否かも含む) | ✧ ESG関連データベース |
| 労働安全衛生 | | |
| 指標 | | |
| 403-1 | 労働安全衛生マネジメントシステム | |
| 403-2 | 危険性(ハザード)の特定、リスク評価、事故調査 | ✧ 労働安全衛生 ✧ 健康経営 |
| 403-3 | 労働衛生サービス | |
| 403-4 | 労働安全衛生における労働者の参加、協議、コミュニケーション | ✧ 労働安全衛生 |
| 403-5 | 労働安全衛生に関する労働者研修 | ✧ 労働安全衛生 |
| 403-6 | 労働者の健康増進 | ✧ 健康経営 |
| 403-7 | ビジネス上の関係で直接結びついた労働安全衛生の影響の防止と緩和 | ✧ 健康経営 |
| 403-8 | 労働安全衛生マネジメントシステムの対象となる労働者 | ✧ 労働安全衛生 |
| 403-9 | 労働関連の傷害 | ✧ ESG関連データベース |
| 403-10 | 労働関連の疾病・体調不良 | ✧ サステナビリティプラン |
| 研修と教育 | | |
| 指標 | | |
| 404-1 | 従業員一人あたりの年間平均研修時間(男女別、従業員区分別) | |
| 404-2 | 従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム | ✧ 人材育成 |
| 404-3 | 業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合(男女別、従業員区分別に) | ✧ ESG関連データベース |
| ダイバーシティと機会均等 | | |
| 指標 | | |
| 405-1 | 組織のガバナンス機関に属する個人で、ダイバーシティ区分に該当する者の割合およびダイバーシティ区分の従業員区分別の従業員の割合(性別、年齢、その他のダイバーシティ指標) | ✧ ESG関連データベース |
| 405-2 | 基本給と報酬総額の男女比(従業員区分別、重要事業拠点別) | |
| 非差別 | | |
| 指標 | | |
| 406-1 | 差別事例と実施した救済措置 | ✧ ESG関連データベース |
| 結社の自由と団体交渉 | | |
| 指標 | | |
| 407-1 | 結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー、権利行使を支援するために実施した対策 | ✧ 公正な事業慣行(CSR調達) |
| 児童労働 | | |
| 指標 | | |
| 408-1 | 児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー、児童労働の効果的な根絶のために実施した対策 | ✧ 公正な事業慣行(CSR調達) ✧ 人権の尊重 |

| | | |
|--------------------|--|---|
| 強制労働 | | |
| 指標 | | |
| 409-1 | 強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー、あらゆる形態の強制労働を撲滅するために実施した対策 | <ul style="list-style-type: none"> ✧ 公正な事業慣行 (CSR調達) ✧ 人権の尊重 |
| 保安慣行 | | |
| 指標 | | |
| 410-1 | 人権方針や手順について研修を受けた保安要員の割合 | |
| 先住民族の権利 | | |
| 指標 | | |
| 411-1 | 先住民族の権利を侵害した事例の総件数と実施した措置 | |
| 人権アセスメント | | |
| 指標 | | |
| 412-1 | 人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所の総数とその割合 | ✧ 人権方針 |
| 412-2 | 人権方針や事業所に関わる人権側面に関する手順について、報告期間中に従業員研修を実施した総時間数、研修を受けた従業員の割合 | ✧ ESG関連データベース |
| 412-3 | 人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約の総数と割合 | |
| 地域コミュニティ | | |
| 指標 | | |
| 413-1 | 地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施(次のものなどを活用して)した事業所の割合 | <ul style="list-style-type: none"> ✧ 地域との協業 ✧ 社会貢献 ✧ 人権の尊重 ✧ 地域コミュニティへの参画 |
| 413-2 | 地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト(顕在的、潜在的)を及ぼす事業所 | |
| サプライヤーの社会面の アセスメント | | |
| 指標 | | |
| 414-1 | 社会的基準により選定した新規サプライヤーの割合 | ✧ 公正な事業慣行 (CSR調達) |
| 414-2 | サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置 | ✧ 公正な事業慣行 (CSR調達) |
| 公共政策 | | |
| 指標 | | |
| 415-1 | 政治献金および現物支給の総額(国別、受領者・受益者別) | ✧ ESG関連データベース |
| 顧客の安全衛生 | | |
| 指標 | | |
| 416-1 | 重要な製品およびサービスのカテゴリーのうち、安全衛生インパクトの評価を改善のためにしているものの割合 | ✧ 品質・安全保証 |
| 416-2 | 製品やサービスについて発生した安全衛生インパクトに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数 | |

| マーケティングとラベリング | | |
|----------------|---|----------------|
| 指標 | | |
| 417-1 | 製品およびサービスの情報とラベリングに関して、組織が定める手順の対象であり、手順の遵守評価を行っているものの割合 | ✧ 品質・安全保証 |
| 417-2 | 製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数 | ✧ プロダクトライフサイクル |
| 417-3 | マーケティング・コミュニケーション(広告、宣伝、スポンサー業務など)に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数 | |
| 顧客プライバシー | | |
| 指標 | | |
| 418-1 | 顧客プライバシーの侵害に関して具体化した不服申立の総件数 | ✧ ESG関連データベース |
| 社会経済面のコンプライアンス | | |
| 指標 | | |
| 419-1 | 社会経済分野の法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置 | |

ポーラ・オルビスグループのISO26000およびGRIガイドライン対照表をご覧ください。

✦ GRIガイドライン対照表 ✦ ISO26000対照表

| 社会的責任の中核主題 | 記事事項 |
|---------------------------|--|
| 6.2 組織統治 | <ul style="list-style-type: none"> • 会社概要 • 推進体制 • 3つの領域 • サステナビリティ・ステートメント • コーポレート・ガバナンス • コンプライアンスの取り組み |
| 6.3 人権 | <ul style="list-style-type: none"> • 人権方針 • 人権の尊重 |
| 6.4 労働慣行 | <ul style="list-style-type: none"> • 人材育成 • ダイバーシティと機会均等 • 労働安全衛生 • 健康経営 |
| 6.5 環境 | <ul style="list-style-type: none"> • 環境方針 • 教育 • プロダクトライフサイクル • 化学物質の管理 • 生物多様性への対応 |
| 6.6 公正な事業慣行 | <ul style="list-style-type: none"> • 公正な事業慣行(CSR調達) • お取引先ホットライン |
| 6.7 消費者課題 | <ul style="list-style-type: none"> • 品質・安全保証 • お客様のお声への対応 |
| 6.8 コミュニティへの参画及びコミュニティの発展 | <ul style="list-style-type: none"> • 地域コミュニティへの参画 • 社会貢献 |